



座 監 発 第 2 6 号
令 和 7 年 8 月 7 日

座間市長 佐 藤 弥 斗 殿

座間市監査委員 島 田 陽 一

同 吉 田 義 人

令和6年度決算に基づく健全化判断比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により審査に付された令和6年度健全化判断比率及びその算定の基礎となった事項を記載した書類について、座間市監査基準に準拠して審査を実施したので、次のとおり意見を提出する。

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

1 審査の概要

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となった事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間

令和 7 年 7 月 25 日から同年 8 月 6 日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となった事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(2) 個別意見

健全化判断比率		令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
実 質 赤 字 比 率		— (▲7.36%)	— (▲4.56%)	— (▲8.34%)	— (▲8.56%)
	早期健全化基準	11.95%	12.00%	12.03%	12.01%
	財政再生基準	20.00%	20.00%	20.00%	20.00%
連 結 実 質 赤 字 比 率		— (▲16.89%)	— (▲14.64%)	— (▲18.41%)	— (▲17.51%)
	早期健全化基準	16.95%	17.00%	17.03%	17.01%
	財政再生基準	30.00%	30.00%	30.00%	30.00%
実 質 公 債 費 比 率		2.5%	2.4%	1.7%	0.5%
	早期健全化基準	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%
	財政再生基準	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%
将 来 負 担 比 率		8.5%	10.1%	10.1%	13.2%
	早期健全化基準	350.0%	350.0%	350.0%	350.0%
	財政再生基準				

※ 実質赤字額、連結実質赤字額がない場合は「—」と表記した。（参考までに括弧内に黒字の程度を▲で表示した。）

実質赤字比率については、当年度の実質収支額が 20 億 177 万円であり、前年度の 12 億 535 万円に比べ 7 億 9,641 万円増加しており、黒字であったため該当しなかった。

連結実質赤字比率については、当年度の連結実質収支額が 45 億 9,178 万円であり、前年度の 38 億 6,402 万円に比べ 7 億 2,775 万円増加しており、黒字であったため該当しなかった。

実質公債費比率（3 箇年平均）は 2.5%で、前年度より 0.1 ポイント上昇（悪化）したが、早期健全化基準の 25.0%を下回っている。

将来負担比率は 8.5%で、前年度より 1.6 ポイント低下（良化）しており、早期健全化基準の 350.0%を下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

以 上

(注) 1 文中及び各表中に用いる比率は、総務省が示す健全化判断比率等の算定方法に基づき、原則として小数点以下第 3 位又は第 2 位を切り捨てて表示してある。

2 各比率の概要

- ・ 実質赤字比率
一般会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率
- ・ 連結実質赤字比率
全会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率
- ・ 実質公債費比率
一般会計が負担する公債費及び公債費に準じた経費の標準財政規模に対する比率
- ・ 将来負担比率
地方債残高のほか一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率



座監発第27号

令和7年8月7日

座間市長 佐藤 弥斗 殿

座間市監査委員 島田 陽一

同 吉田 義人

令和6年度決算に基づく資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により審査に付された令和6年度資金不足比率及びその算定の基礎となった事項を記載した書類について、座間市監査基準に準拠して審査を実施したので、次のとおり意見を提出する。

令和 6 年度決算に基づく資金不足比率審査意見

1 審査の概要

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となった事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間

令和 7 年 7 月 25 日から同年 8 月 6 日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となった事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(2) 個別意見

会 計 名	資金不足比率				経営健全化 基準
	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	各年共通
水 道 事 業 会 計	— (▲107.9%)	— (▲115.6%)	— (▲113.2%)	— (▲100.0%)	20.0%
公共下水道事業会計	— (▲11.6%)	— (▲15.7%)	— (▲15.7%)	— (▲14.3%)	20.0%

※ 資金不足額がない場合は「—」と表記した。(参考までに括弧内に剰余金の程度を▲で表示した。)

資金不足比率は、水道事業会計及び公共下水道事業会計のいずれも資金不足が生じていないため該当しなかった。

当年度の資金剰余金は、水道事業会計が 17 億 3,048 万円、公共下水道事業会計は 2 億 3,597 万円であった。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

以 上

(注) 資金不足比率の概要

公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率